平成28年度 都市税制改正に関する意見

平成27年11月17日全国市長会

平成28年度 都市税制改正に関する意見

償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持

償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

車体課税の見直しに伴う安定的な代替財源の確保等

消費税率(国・地方)10%段階における車体課税の見直しに当たっては、自動車取得税については、その税収の7割が市町村に交付されている重要な財源であることから、都市財政運営に支障が生じることのないよう、確実に代替財源を確保すること。

また、自動車税・軽自動車税の環境性能割の導入については、新たな税制上の仕組みであり、納税者への十分な周知期間を設けるとともに、課税体制の整備に相当の期間を必要とすることから、平成28年度税制改正において具体的な制度設計を行うこと。

ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、当該市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

平成 27 年 11 月

全国市長会

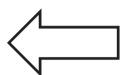
新規投資に係る償却資産課税についての税制改正要望

(経済産業省 平成 28 年度税制改正要望) の問題点

経済産業省要望の抜粋

(固定資産税)

平成27年度税 制改正大綱にお ける検討事項を 踏まえ、特に機械 装置等の新規投 資産課税のあり 方について見直 しを図る。

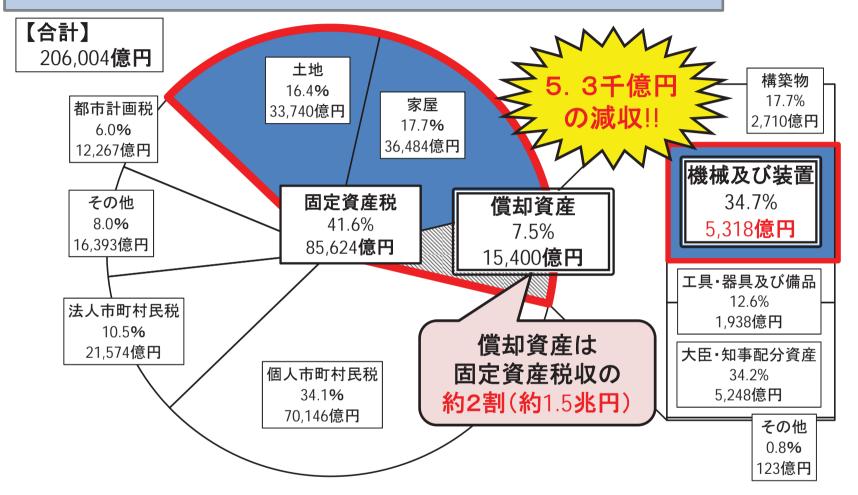


右のとおり、 市町村としては、 新規・少額であっ ても断じて認め られない改正要 望である。

- 経済対策のための減税について、市町 村の貴重な財源である固定資産税を用 いるべきではない。
- 償却資産課税のうち、新規投資分に限 定した減免要望であるが、住民税と並ぶ 固定資産税に穴を開けることは断じて 認められない。
- 企業が通常保有する資産について、少額といえども特例措置を講じた場合には固定資産税を揺るがす "蟻の一穴"となりかねない。
- 多くの市町村が設備投資補助制度や融 資制度を設けて企業誘致を行っており、 市町村独自施策の余地を奪うことにな る。

市町村の税収内訳に占める償却資産課税の割合

平成25年度決算(超過課税分を含む)



- (注) 1 償却資産の内訳は、平成25年度概要調書の「償却資産の価格等に関する調」における償却資産の種類ごとの課税標準額に1.4%を 乗じて算定。このため償却資産の税額の合計額は一致しない。
 - 2 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、計とは一致しない場合がある。

償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす 見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。

自動車取得税(交付金)廃止に伴う代替財源の確保

H25 年度 (消費税率5%時、決算ベース)

自動車取得税 1,934億円

自動車取得税交付金

(都道府県税収の7割⇒市町村)

1,374 億円

H29 年度 (消費税率 10%時) 自動車取得税交付金 廃止 1,374 億円減 (対 H25 年度比)



H26・H27 年度税制改正事項に係る H29 年度の軽自動車税増収見込額

367 億円

※上記額は増減収見込額(平年度ベース)で試算。

環境性能割導入とグリーン化特例の見直しの影響額は含んでいない。



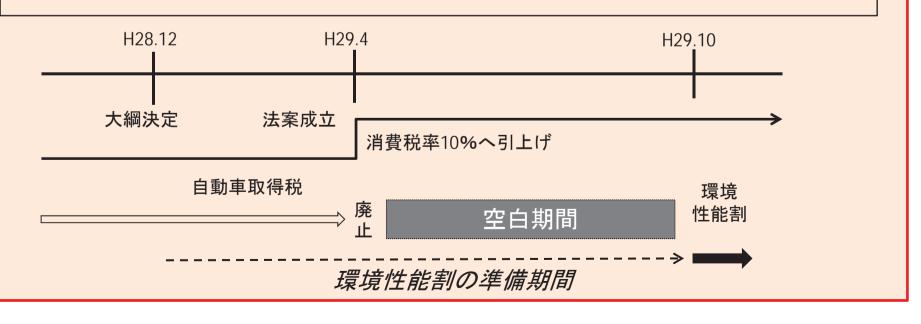
H29 年度 財源不足見込額

▲1,000 億円程度

- **〇自動車取得税**(都道府県税)は、市町村にとってもその税収の7割が交付されている貴重な財源。
- 〇自動車取得税(交付金)廃止に伴う市町村の影響額を、仮に軽自動車税(市町村税)の H26・H27 年度税制改正事項(四輪車等の標準税率の引上げ等)分の増収で補うにしても、H29 年度には 1,000 億円程度の財源不足が見込まれる。
- 〇自動車取得税交付金が交付されている各市町村の財政運営に支障が生じないよう、**当該交付金** の廃止に伴う代替財源を確実に確保していただきたい。

環境性能割の制度設計の時期について

- 平成29年度税制改正で環境性能割を導入する場合、議会における条例の審議、納税者への周知、申告書の印刷やシステム改修などの準備が必要なことから、空白期間が生じる。
- 空白期間をなくすためには、都市自治体は以下のような無理な対応をせざるを得ない。
 - 新たな極めて重要な課税の仕組みに関する条例について、議会審議を経ずに専決処分を行わざるを 得ない。
 - 自動車を利用し、納税する方々への周知広報も、条例を専決処分する相当前から行わざるを得ない。
 - 新規の税申告書の印刷やシステム改修等の準備を、法案の国会提出前から相当の経費をかけて行わざるを得ない。
- したがって、平成28年度税制改正で環境性能割を導入すべき。
- ※ 税制改正大綱に「環境性能課税の税収規模は、地方財政への影響を及ぼさない規模を確保する」と記述されている。



ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税収の約7割が市町村に交付 ゴルフ場利用税交付金

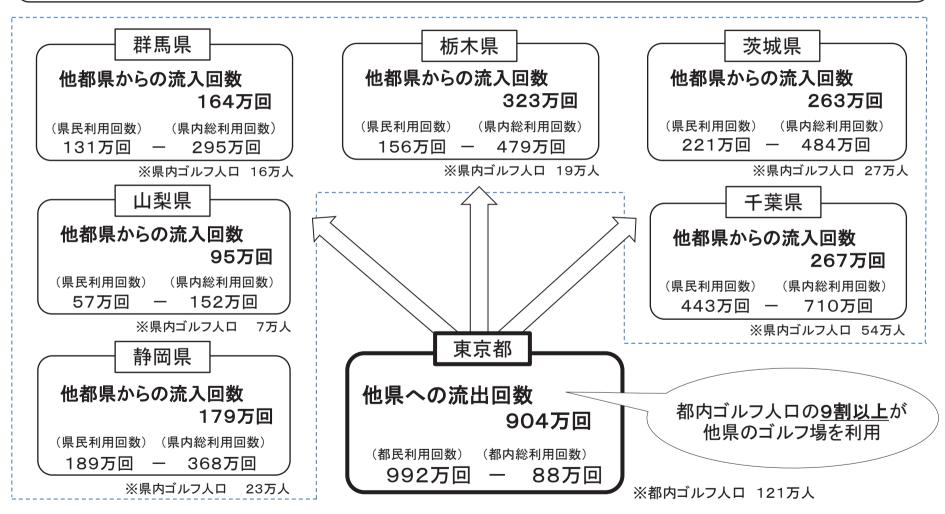
350億円

- 所在市町村、特に財源の乏しい中山間地域の団体にとっては、 極めて重要な財源。
- 税収は、ゴルフ場へのアクセス等周辺道路の整備・維持管理 等に充当。
- ・18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技や学校の教育活動は非課税。

東京都のゴルファーの他県ゴルフ場の利用回数について(推計)

未定稿

東京都のゴルファーは約900万回も他県でプレーしており、特段の負担なく他県の行政サービスを享受することは不公平。



- ・「県内(都内)ゴルフ人口」は、ゴルフ場又は練習場を利用した人数であり、「平成23年社会生活基本調査」における「スポーツの種類別行動者数」による。
- ・「県民(都民)利用回数」は、県内(都内)ゴルフ人口に、上記の都県、神奈川県及び埼玉県における平均ゴルフ場利用回数(3,189万回/390万人/≒8.2回)を乗じて推計。
- 「県内(都内)総利用回数」は、「ゴルフ場利用税の課税状況等からみたゴルフ場の数・利用者数等」(一社日本ゴルフ場事業協会)における各都道府県別の「延利用者数」より。
- ・ 神奈川県及び埼玉県においても、県民利用回数が県内総利用回数を超過し、他都県へ流出している(神奈川県:284万回、埼玉県:112万回)が、上記の図においては、その傾向が顕著な東京都の例を図示。